

# 兵庫県立大学学位規程

## (趣旨)

**第1条** 学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき兵庫県立大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号）第29条第2項及び兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程第76号）第30条第4項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

## (学位)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士（専門職）とし、その専攻分野の種類は、別表第1のとおりとする。

## (学位授与の要件)

**第3条** 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学の研究科の修士課程及び博士前期課程（以下「前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学の研究科の博士後期課程（以下「後期課程」という。）又は一貫制博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与することができる。

(1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。

(2) 研究科において行う博士論文の審査及び最終試験に合格したこと。

5 修士（専門職）の学位は、本学の研究科の専門職学位課程を修了した者に授与する。

6 前各項の規定により授与する学位記は、様式第1号から様式第6号までのとおりとする。

## (在学者の学位論文提出手続)

**第4条** 研究科に在学する者が、学位論文を提出しようとするときは、研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定に基づき、修士又は博士の学位の授与に係る学位論文を提出しようとする者は、各研究科の定めるところにより必要書類その他の資料を提出しなければならない。

#### (在学者の学位論文の審査)

**第5条** 研究科長は、学位論文の提出があったときは、研究科教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、研究科の教員のうちから3名以上の審査委員を選定して学位論文の審査を行わせるものとする。ただし、共同災害看護学専攻の学位論文の審査については別途定める。

2 教授会等において審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員のほか、他の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。

3 修士論文は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

4 博士論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議決により審査期限を延長することができる。

#### (在学者の最終試験)

**第6条** 審査委員（前条第2項の規定による審査委員を含む。）は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、筆記又は口頭により最終試験を行う。ただし、共同災害看護学専攻の最終試験の実施については別途定める。

#### (博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

**第7条** 第3条第4項の規定に基づき授与される博士の学位の申請をしようとする者が、学位論文を提出しようとするときは、第4条第2項に規定する必要書類その他の資料に別に定める学位論文審査料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

#### (博士課程を経ない者の学位論文の審査及び最終試験)

**第8条** 学長は、前条の規定による学位論文の提出があったときは、研究科長にその審査を付託し、研究科長は、第5条の規定に準じて学位論文の審査を、第6条の規定に準じて最終試験を行わせるものとする。

#### (博士課程を経ない者の学力の確認)

**第9条** 第7条の規定による学位論文の提出があったときは、教授会等は、学位申請者の学力の確認を行うため3名以上の委員を選び、これを行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆記又は口頭による試験の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行い得る場合は、試験を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他の資料を提出させることがある。

4 教授会等が学力の確認の議決をする場合には、第12条第2項の規定を準用する。

**(退学者の学位論文の提出手続、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認)**

**第10条** 研究科の後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。ただし、退学後1年以内に学位論文を提出した者は、課程博士申請者に準じて取り扱う。

2 前項本文に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、課程博士申請者と同等以上の学力を有するものとみなす。

**(学位論文及び審査料の不返還)**

**第11条** 提出された学位論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

**(学位授与の決定)**

**第12条** 教授会等は、研究科の修士課程、前期課程及び後期課程に在学する者及び第10条第1項ただし書の規定による在学者とみなされる者にあつては、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づいて、第9条の規定により学力を確認された者及び第10条第2項の規定により後期課程を修了した者と同等以上の学力を有する者とみなされた者にあつては、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを決定する。

2 教授会等は、研究科の専門職学位課程に在学する者にあつては、研究科規程に従つて修了所要単位以上を修得した者について、学位を授与すべきか否かを決定する。

3 教授会等は、構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

**(審査結果の報告)**

**第13条** 研究科長は、教授会等において学位を授与すべきものと決定したときは、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授与しようとする学位の種類

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合にあつては、第3条第3項又は第4項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合にあつては、学位論文の審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

2 学位を授与できないと決定した者については、その旨を文書により学長に報告する。

#### (学位の授与)

**第 14 条** 学長は、前条の規定による報告に基づき学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべきものと決定した者にあつては、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できないと決定した者にあつては、その旨を通知する。

2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

#### (審査要旨の公表)

**第 15 条** 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3箇月以内にその学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の結果の要旨を公表する。

#### (学位論文の公表)

**第 16 条** 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、教授会等の承認を受けて当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用による公表とすることができる。この場合において、学長は、当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

#### (学位の名称)

**第 17 条** 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、兵庫県立大学の文字を付記するものとする。また、学位記の英語名称については、別表第2のとおりとする。

#### (学位の取消し)

**第 18 条** 学長は、修士、博士及び修士(専門職)の学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会等の意見を聴いた上で、学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けたことが判明したとき。

(2) 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

#### (学位記の再交付)

**第 19 条** 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に申請しなければならない。

(補則)

**第 20 条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、各学部又は各研究科において別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 2 月 12 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 3 月 23 日改正)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 29 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 31 年 2 月 6 日改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 3 年 1 月 27 日改正)

**附 則** (令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 学士の学位に付記する専攻分野の種類

学 部	専攻分野の種類
経済学部	経済学
経営学部	経営学
国際商経学部	経済学又は経営学
社会情報科学部	社会情報科学
工学部	工学
理学部	理学
環境人間学部	環境人間学
看護学部	看護学

2 修士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
経済学研究科	経済学
社会科学研究科	経済学、経営学又は国際経営学
工学研究科	工学
物質理学研究科	理学
生命理学研究科	理学
理学研究科	理学
環境人間学研究科	環境人間学
看護学研究科	看護学
応用情報科学研究科	応用情報科学
シミュレーション学研究科	シミュレーション学
情報科学研究科	情報科学
地域資源マネジメント研究科	学術
減災復興政策研究科	学術

3 博士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学
社会科学研究科	経済学又は経営学
工学研究科	工学
物質理学研究科	理学
生命理学研究科	理学
理学研究科	理学
環境人間学研究科	環境人間学
看護学研究科	看護学
応用情報科学研究科	応用情報科学
シミュレーション学研究科	シミュレーション学

情報科学研究科	情報科学
地域資源マネジメント研究科	学術
減災復興政策研究科	学術

4 修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
会計研究科	会計
経営研究科	経営管理又はヘルスケア・マネジメント
社会科学研究科	会計、経営管理又はヘルスケア・マネジメント
緑環境景観マネジメント研究科	緑環境景観マネジメント

別表第2（第17条関係）

1 学士

学 部	学位の英語名称
経済学部	Bachelor of Economics
経営学部	Bachelor of Business Administration
国際商経学部	Bachelor of Economics 又は Bachelor of Business Administration
社会情報科学部	Bachelor of Social Information Science
工学部	Bachelor of Engineering
理学部	Bachelor of Science
環境人間学部	Bachelor of Human Science and Environment
看護学部	Bachelor of Science in Nursing

2 修士

研 究 科	学位の英語名称
経済学研究科	Master of Economics
社会科学研究科	Master of Economics、 Master of Arts in Business Administration 又は Master of Global Business Administration
工学研究科	Master of Engineering
物質理学研究科	Master of Science
生命理学研究科	Master of Science
理学研究科	Master of Science
環境人間学研究科	Master of Human Science and Environment
看護学研究科	Master of Science in Nursing
応用情報科学研究科	Master of Applied Informatics
シミュレーション学研究科	Master of Simulation Studies
情報科学研究科	Master of Information Science
地域資源マネジメント研究科	Master of Philosophy
減災復興政策研究科	Master of Philosophy

3 博士

研 究 科	学位の英語名称
経済学研究科	Doctor of Philosophy in Economics
経営学研究科	Doctor of Philosophy in Business Administration
社会科学研究科	Doctor of Philosophy in Economics 又は Doctor of Philosophy in Business Administration
工学研究科	Doctor of Engineering
物質理学研究科	Doctor of Science
生命理学研究科	Doctor of Science
理学研究科	Doctor of Science
環境人間学研究科	Doctor of Human Science and Environment



看護学研究科	Doctor of Philosophy in Nursing
応用情報科学研究科	Doctor of Philosophy in Applied Informatics
シミュレーション学研究科	Doctor of Simulation Studies
情報科学研究科	Doctor of Information Science
地域資源マネジメント研究科	Doctor of Philosophy
減災復興政策研究科	Doctor of Philosophy

#### 4 修士（専門職）

研 究 科	学位の英語名称
会計研究科	Master of Professional Accountancy
経営研究科	Master of Business Administration 又は Master of Healthcare Management
社会科学研究科	Master of Professional Accountancy、 Master of Business Administration 又は Master of Healthcare Management
緑環境景観マネジメント研究科	Master of Landscape Design and Management

様式第1号 (第3条関係)

学位記		大学	氏名
		之印	
年	月	日生	
本学〇学部〇〇学科所定の 課程を修め本学を卒業した ので学士(〇〇学)の学位 を授与する			
年	月	日	
兵庫県立大学 印			
学〇 第×××××号			

様式第2号 (第3条関係)

学位記		大学	氏名
		之印	
年	月	日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻 の修士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び 最終試験に合格したので修士 (〇〇)の学位を授与する			
年	月	日	
兵庫県立大学 印			
修〇 第×××××号			

様式第3号 (第3条関係)

学位記		大学	氏名
		之印	
年 月 日生		年 月 日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○○)の学位を授与する			
論文題目			
年 月 日			
兵庫県立大学			
印			
博○ 第××××××号			

様式第4号 (第3条関係)

学位記		大学	氏名
		之印	
年 月 日生		年 月 日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○○)の学位を授与する			
論文題目			
年 月 日			
兵庫県立大学			
印			
論博○ 第××××××号			

様式第5号 (第3条関係)

学位記	
大学 之印	氏名
年 月 日 生	
本学大学院○○研究科○○専 攻の専門職学位課程において 所定の単位を修得し課程を修 了したので○○修士(専門職) の学位を授与する	
年 月 日	
兵庫県立大学 印	
専○ 第××××××号	

様式第6号 (第3条関係)

学位記	
大学 之印	氏名
年 月 日 生	
学籍 兵庫県立大学	
兵庫県立大学大学院看護学研究科、高知県立大学大学院看護学研究科、 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科、千葉大学大学院看護学研究 科及び日本赤十字看護大学大学院看護学研究科の共同災害看護学専攻の 博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合 格したので博士(看護学)の学位を授与する 災害看護グローバルリーダー養成プログラム (Disaster Nursing Global Leader) を修了したことを証する	
論文題目	
年 月 日	
兵庫県立大学 印	高知県立大学 印
東京医科歯科大学 印	千葉大学 印
日本赤十字看護大学 印	
博看第××××××号	